

日本赤十字社在外資産に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年五月十一日

井上なつる

参議院議長 松平恒雄殿

日本赤十字社の在外資産に關する質問主意書

日本赤十字社はスイス國ゼネバ國際赤十字委員部に凍結されざる資産を有すると聞く。その資産に關する左記質問に対して書類答弁を求めむ。

一、現在資産総額(ドル貨にて)

(イ) 現金及証券類

(ロ) 現物

(ハ) 其他

二、終戦後使用金額及其の使途

三、政府の監督方法